

## 植民地統治における「同化主義」の構造

— 山中モデルの批判的検討 —

山 本 有 造

はじめに

- I 「同化主義」の対応概念
  - II 「同化主義」の二次元モデル
  - III 「同化主義」の日本の特質
- む す び

はじめに

日本植民地統治における基本思潮を「同化主義」であるとする主張は、古今広く流布してきた。一方に「同化」の不徹底を非難するものがあり、他方に日本の「同化」志向を批判する立場もあったが、概して日本の植民地統治を「同化主義」とみなすことには共通性があった。ただし時期によるその濃淡については意見が分かれた。ある論者は日本における「同化主義」の本格的成立が1919年の朝鮮三・一独立運動につづく「文化政治」の開始によって画期されたといい、別の論者はむしろ「台湾領有」以来の連続性を強調した。さらにはまたその性格について、日本的同化主義の特質は一貫した「皇民化」政策にあったといい、あるいは1930年代以降の「皇民化政策」を同化政策一般とは区別して、戦時期における特殊型と見なすべきだと主張した。こうした議論は、旧くは台湾領有時の帝国議会から近くは今日の学界における論争にいたるまで繰り返し現れ、しかも収斂の方向を見いだせないでいるように思われる。

今日、戦前期における植民政策者および植民政策学者の言説を通して、日本の「同化主義」とは何であったかを改めて問い直してみようとする者は、言説の行われた時と場所とによって、その内包する意味と意図が全く多種多様であることに驚かされよう。戦前期における「同化主義」という用語の多くは、その具体的内容によってよりは、むしろ語り手の立場ないし主張を擁護し、逆に反対者を排斥するためのシンボルとして用いられたように見受けられる。乱暴に言えば、「同化」擁護者はこれを「非差別」の同義とし、「同化」批判者はこれを「抑圧」の同義として用いたにすぎない。そして戦後研究者もまた、それら言説に表出した用語にのみ心を

奪われ、その具体的意味を析出し類別するという作業を欠いたまま議論を組み立てようとしてきた。時と場所を異にして多義的に用いられた「同化」概念を無批判に比較検討しようとしたところに、いわゆる「同化論」の混乱の主原因があったといわなければならない。

「同化論」に関するいくつかすぐれた近業に示唆を受けつつ、いわゆる「同化主義」という用語の多義性を社会科学的に整理し、「同化主義」にかかわる諸言説・諸政策をその内容に即して分類する座標軸を設定すること、そのための問題の整理と問題の提起が本稿の目的である。ただし、本稿におけるわれわれの議論は、なお多くの実証過程を省略して成り立っている。戦前期における「同化」に関する言説をもっと徹底的に掘り起こし、それらを比較検討すること。「同化主義」に関する欧米学説とその日本への移入変容過程を思想史的に追跡すること。「同化政策」「皇民化政策」の実態を個別植民地と帝国の両レベルで解明すること。これらを省略して組み立てられた本稿には、「試論」の2字を付すことが必要であるかもしれない。

## I 「同化主義」の対応概念

「同化」ないし「同化主義」とは何か。この用語の多義性を確認し、それぞれの言説が内包する意味内容を明確にするための前提作業として、「同化」ないし「同化主義」概念の使われかたと、これに対応ないし対立して用いられる用語ないし概念を分類・整理することから、議論をはじめ。

### 「同化主義」対「分離主義」

生物学あるいは音声学の用語とは区別された、社会科学の用語としての「同化」とは何を意味するか。*International Encyclopedia of the Social Sciences* の大項目 ASSIMILATION (Vol.1, pp.438-444) は、冒頭まずこれを次のように定義する。「同化とは、異なる人種的・民族的背景を持つ人々が、集まって大きなコミュニティで生活するに際して、旧来の拘束から自由に、相互作用を行う過程である。」ただし、この「相互作用」の主体と客体が多くの場合に一方的な支配・従属の関係にあること、およびこの「相互作用」の場が主に文化的側面に設定されていることに注意することが必要である。すなわち前者に関しては、「異なる人種的・文化的グループを代表する人々が共に生活するときには、いつでも、下位のステイタスにある人々（彼らが数の上でマイノリティをなす場合も、そうでない場合もあるが）が同化の対象となる。」また後者に関連して、この概念は「人種混交」*amalgamation or biological fusion* などとは明確に区別されるし、また宗教的寛容に代表されるような妥協の過程すなわち「文化適応」*accommodation*、あるいは異文化との接触から蒙る固有文化の変容すなわち「文化変容」*acculturation* とも区別されるという。こうして一般的には、「同化とは支配集団

と被支配集団との不均等な文化的相互作用，融合作用の過程を意味する」（平凡社『世界大百科事典』「どうかせいさく」の項）と定義することができる。

こうした「同化」概念は，欧米の文献においては，移民現象を中心としたエスニック集団の関係を論ずる社会学的概念として議論されることが多い。この場合，「同化」とは，外部からの新規移住者が移住先の社会に存在する文化に吸収される過程を意味し，「同化主義」「同化政策」とは，受入れ側の社会ないし政府が移住者に対して示す（融合化促進の）態度ないし政策を指すことになる。したがって，「同化」に対立する用語としては「隔離」segregation ないし「分離」separation という用語が広く用いられ，とくに「文化的な同化画一主義」に対しては「文化多元主義」cultural pluralism という用語が用いられる<sup>(1)</sup>。

このように，社会科学用語としての「同化」の概念は，移民問題を中心とした社会学的な分析枠組みとして発達してきた概念であり，必ずしも植民地問題に関わる歴史的概念として整理されたものではない。移民とその受入れ社会への文化的融合を主題とする「同化」問題は，近代植民地統治のあり方を主題とする「同化」問題と同一ではない。しかし植民地支配を，植民地マイノリティー集団の宗主国社会への強制的な移住と想定すれば，両者間の相似性を類推することは容易であろう。戦後社会科学の文脈においては，植民地論に関わる「同化」概念は，移民論に関わる「同化」概念の系概念に位置付けられる。

ただし日本においては，移民問題よりも植民地問題への関心が学問的にも社会的にも高いために，エスニック集団をめぐる「同化」過程よりも，植民地統治をめぐる「同化主義」ないし「同化政策」がもっぱら論じられてきた。こうして今日われわれが一般的に用いる同化主義・反同化主義という用語においても，エスニシティ論をめぐる社会学的用法を暗黙の背景としつつ，植民地統治の主に文化的側面を中心とした融合主義と分離主義，画一主義と多元主義を指す用例が多いのである<sup>(2)</sup>。

### 「同化主義」対「協同主義」

植民地統治の方式をめぐる明示的に「同化主義」と「反同化主義」が議論された事例としては，第三共和制期におけるフランスを挙げるのが適当であろう。本項では，世紀交替期のフランスで展開した「同化主義」対「同化主義批判」の論争を要約し，あわせてその日本への影響を考えることにしたい<sup>(3)</sup>。

同化主義をもってフランスの植民地政策の特質とする見方は広く流布してきた。この「フランス的同化主義」を定義することはそれ自体容易ではないが，後の議論を先取りしつつ取りあえずは次のように要約する。すなわち，人間理性に感知される真理は普遍であり，人種や文化の差異は環境や教育の差異によるとする自然法思想を背景とし，宗主国の言語・文化を積極的に植民地に移入するとともに，法制度においても本国法の植民地延長あるいは本国法による植

民地統合を目指そうとする思想および政策（小熊 [1994] 17頁）。

こうした「同化主義」の思想的淵源は18世紀啓蒙主義に遡るといわれるが、フランス革命期にいたり、自由・平等・博愛の精神を体現したフランス法に本国人も現住者も共に従うという理念の下に、「同化政策」として実態化した。1789年、サン・ドマング（サント・ドミンゴ、現ハイチ）の（黒人を含む）6人の代表がはじめて国民議会に参加し、次いで1791年の法律は全ての植民地に本国府県と同等の権利を認め、国民議会に代表を送り、最高法院の法官を選任する権利を与えた。植民地に対する本国法の適用は、その後の帝制・王制・共和制の揺り戻しの中で幾度か変更を蒙るが、「同化主義」をもって植民地統治の基本ドクトリンとする思潮は、第三共和制期に向かって一貫して持続されたと見ることができる。この間、アルジェリアあるいはセネガル統治において「同化主義」的政策が志向されるとともに、1854年には上院において「植民地を本国に同化せしむることは当然の事項に属し、人民の正当なる希望たると共にまた恐らくは本国政府の義務たるものである」ことが決議され、次いで1871年ボルドーに開かれた国民議会の委員会もまた「本国と植民地との政治的同化、これこそ吾等の標語である」と決議している（堀 [1939] 140頁）。

1881年、ジュール・フェリー（Jules Ferry）により行われたチュニジア派兵とその保護領化は、1830年のアルジェリア占領以来しばらく途絶えていたフランス植民地主義の再生を告げるものであった。これに引き続いてフランスは、19世紀中にインドシナ、マダガスカル、スーダン、その他に植民地化ないし保護領化の歩を進め、20世紀初頭にはイギリスに次ぐ近代植民地帝国に成長した。しかし、こうした植民地の拡張と多様化、そして移住植民地から支配植民地への重点移行は、人権宣言の精神を体現した法と文化の宣布という同化主義的植民地政策の限界を露わにした。なによりもまず統治コストが高くつきすぎた。植民地フランス化のための行政費負担は重く、しかも伝統的な慣習と体制を破壊された原住民の抵抗と反乱が相次いだ。また、啓蒙主義と自然法に基づく人間平等思想に代わって、進化論や人種論を取り入れた社会思想が「同化主義」批判に新たな論拠を与えることになった。「原住民を彼らの習慣、彼らの体制、彼らの法律のもとに放置せよ」と主張して同化主義批判の先駆者となった社会学者ル・ボン（Gustave Le Bon）から、これを受け継ぎつつフランス近代植民地学を樹立した経済学者ルロワ＝ポリュー（Paul Leroy-Beaulieu）にいたる系譜についてはとりあえず先行研究に譲る<sup>(4)</sup>。こうして世紀交替期のフランスは、「同化主義」のアンチ・テーゼとして「協同主義」概念を定式化するとともに、それを植民地統治の基本ドクトリンとして取り入れていくことになる。1905年、フランス植民地会議におけるジョゼフ・カイヨーの提言「われわれの政策は徐々に協同政策にならなければならない」は（桜井 [1975] 175頁）、このひとつの画期を示すものであった。

「同化主義」のアンチテーゼとして定式化された「協同主義」association or associationism

とは何か。「そのあいまいな理念をあえて単純化していえば、植民者と原住民社会、本国と植民地の、協同と共栄というものである。だが実態としては、それはチュニジアで成功したとされる保護国制度とイギリスの植民地統治を先例として、伝統的慣習を調査・温存し、原住民登用や在来支配層活用など間接統治の要素と、必要な範囲での漸進的開発・改革を組み合わせた階層的協力関係であった」（小熊 [1994] 20頁）。

さて、フランスにおいて植民地思想をめぐる主張の対立が顕在化したこの時期は、1895年の台湾領有から1905年の朝鮮保護化、そして1910年の朝鮮併合へと、まさに日本が植民地統治の基礎知識を世界に求めた時期にあたる。日本における「同化主義」「反同化主義」思想もまた、ル・ボン、ルロワ＝ボリュールらの議論を摂取し、それを祖述する形で展開する<sup>(5)</sup>。ただ、「遅れてきた帝国」日本にとっては、西欧列強の実践をモデル化し、その優劣・適否を論ずることこそが有用であった。ここに、「同化主義」をもってフランス型、「協同主義」をもってイギリス型と理念化し、こうした類型論をもって選択すべき植民思想・植民政策を議論する傾向を強めたのである。

フランスにおける「同化主義」批判の潮流に敏感に反応し、日本における反「同化主義」の論陣を張った先駆者のひとりとして竹越与三郎を挙げることができる<sup>(6)</sup>。竹越は、植民地論に関するその名著『比較植民制度』（1906年）において、ルロワ＝ボリュールやラインシュールの所説を挙げつつフランスの同化画一主義批判を展開し、かつそれを日本に敷衍して次のように論じた。「我國民は内政を論ずるに方りては、國家が生物学の原則に制せらるゝを信じ、区々の人為は自然の勢を枉ぐるに足らずとしながら、事、殊俗（ママ引用者）異邦に関するや、法令、武権、教育の万能を信じ、二三千年来の歴史ある國民を、二三十年にして改造せんと欲す、是れ同化主義の謬見の因つて生ずるの本なり。」竹越は、一貫した反「同化主義」の主張に立って、台湾に関するいわゆる「六三問題」に関しては、内地法延長主義反対の立場から1905年2月第21議会の「六三法」延長に賛成した。また1910年韓国併合問題に関しては、フランスのチュニジア統治が保護国制度により「成功」したことを論拠に、保護国の併合を批判する論陣を張ったのである。

なお、同化主義批判を「植民者と原住民社会との調和」すなわち「協同主義」を強調する形で展開した論者としては、東郷実を挙げることができる<sup>(7)</sup>。東郷はその名著『植民政策と民族心理』（1925年）において、ル・ボンの所説をひきつつ植民者と原住民が「自由協同」の原理にたつ「共棲（生）主義」と「植民地土人の民族精神を基礎とし、之に適合すべき法律制度を制定し、母国と区別した一の統治単位を構成」させる「分化政策」を提唱した。小熊英二の調査によれば、東郷ははやく「植民政策上の共生主義を論ず」（『台湾時報』1911年7月号）において「母国人及土人間の共生主義」を主張しているという（小熊 [1994] 22頁）。日本における「共生主義」＝「協同主義」の極めて早い用例かもしれない。

### 「同化主義」対「自主主義」

日本において「同化主義」が社会科学の用語として定着するのは、学問としての「植民政策学」が確立する第一次大戦後、1920年代以降のことに属する。ここにおいて「同化主義」はそれと対立する概念とセットになって具体的に定義され、また「同化政策」の可否が日本の朝鮮・台湾統治を対象として実践的に論じられた。たとえば、日本植民政策学の双壁、京都大学の山本美越乃における「同化主義」対「自主主義」、東京大学の矢内原忠雄における「同化主義」対「自主主義」の議論がこれである<sup>(8)</sup>。ここではまず、日本植民政策学における「科学的思惟の体系化の一応の完成」者（金持一郎）であり、矢内原に先立ち「官学アカデミズムの頂点に立った」（浅田喬二）山本美越乃の学説を中心にその展開を見ることにしよう。

山本は、早く1914年7月に発表した論文「植民地統治の二大主義に就いて」（『外交時報』232号）において「由来植民地の統治に関して同化主義及自主主義なるものあり」と植民地統治の理念ないし方針を二分して論じているが、以下ではこれを敷衍した彼の名著『植民政策研究』（初版1920年；増訂版1921年；改訂版1925年）第6章によって彼の主張を要約する。彼のいう同化主義 *policy of assimilation* および自主主義 *policy of selfgovernment* とは何か。

同化主義トハ母国ノ植民地ニ対スルコト恰モ本国内ノ一地方ニ対スルト同ジク、從テ其ノ内政ニ関シテモ成ルベク本国内ニ於ケルト同一ナラシメントスルノ主旨ヨリ、植民地ノ立法・司法・行政等ノ諸般ノ政務ニ昃メテ母国ト画一主義ヲ実行シ、以テ其ノ統一渾化ヲ計ラントスルモノヲ謂ヒ、自主主義トハ之ニ反シテ母国及植民地ハ互ニ其ノ成立状態ヲ異ニシ各特殊ノ事情ヲ有スルガ故ニ、母国ハ漫リニ植民地ニ干涉又ハ強制ヲ加フルコトナク、成ルベク植民地自ラヲシテ其ノ内政ヲ処理セシメントスルノ方針ニ拠リ、母国ハ唯之ガ監督權ヲ總攬スルニ過ギザルモノヲ謂フ、先進植民地中是等ノ主義ヲ代表セルモノヲ索メバ、先ズ指ヲ仏蘭西及英吉利ノ二国ニ屈セザルヲ得ズ、即チ仏蘭西ハ前者ヲ英吉利ハ後者ヲ代表スト謂フモ不可ナシ。

それでは、彼のいう「自主主義」は先に述べた「協同主義」と同義であろうか。そうではない。三・一運動以後の朝鮮問題に触発されて書かれた小論「朝鮮統治の根本問題」（『経済論叢』第9巻第3号、1919年9月、のちに『植民政策研究』に収録）において、まず「将来ノ植民地ノ統治策ハ過去ニ於ケルガ如キ母国本位主義若クハ専制的同化主義ニ立脚スベカラズシテ、直ク自主主義ヲ以テ施政ノ根本方針トナサザル可カラズ」と植民地統治の二大方式を繰り返したうえで、朝鮮問題に則してその内容を具体的につぎのように述べる。

若シ夫レ吾人ノ理想トスル所ヲ忌憚ナク告白セシメバ、朝鮮ノ将来ハ恰モ英国ノ加奈太・濠洲・南亞等ニ対スル関係ノ如クニ之ニ自治ヲ許シ、所謂自治植民地トシテ両者ノ関係ヲ円満ニ持続セシメントスルニ在リ、（中略）即チ将来鮮人間ニ於ケル教育ノ普及從テ知識ノ進歩ニ伴ヒ、代議制度ヲ認メテ其ノ住民ニ立法上ニ参与スルノ權ヲ与フルト共ニ、又責

任政府ヲモ之ヲ有セシムルノ主義ニ出ズルヲ適當トス...

ここに、彼のいう「自治主義」が、植民地議会と植民地責任内閣の成立を二本柱とする「植民地としての完全自治化」を目指すものであることが明らかにされる。そしてこのことから、彼のいう「同化主義」もまた、「本国法制の植民地延長主義」という統治の政治的枠組みに限定された内容を持つことが明らかにされる。

山本の植民地自治論に対しては、彼が植民地における民族自決＝独立を否定したこと、あるいは移住植民地である英領ドミニオンにおける先住民族問題を無視したことを指摘して、批判の矢が向けられることが多い。しかし、彼のこうした主張の背景には、三・一運動以降、原敬内閣の下で強力に進められた「文化政治」という名の「内地延長主義」に反対するという実践的意図があったと見ることができよう。一言にしていえば、朝鮮・台湾の「府県化」を目的とする「同化主義」に対して、その「ドミニオン化」を目指す「自治主義」を対置することに彼の意図はあったといえる。

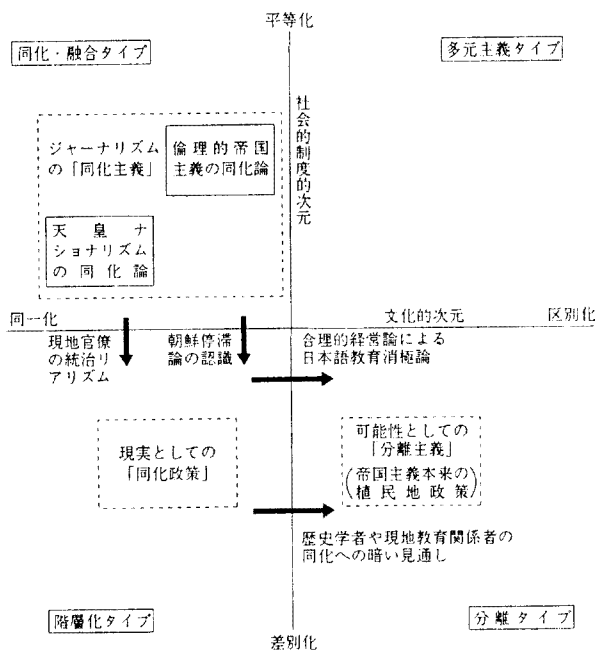
さて、山本にすこし遅れ、1920年代後半から1930年代を通じて日本の植民政策学をリードした矢内原における「自主主義」の概念もまた、ドミニオン型の自治付与を主要内容とする点において山本の「自治主義」と共通している<sup>(9)</sup>。ただ、彼にあっては、ドミニオン型自治を最善とする西洋近代主義的思考と、諸民族の独自性を尊重・保護するという文化多元的・協同主義的志向との矛盾が、山本を越えて見えていたのではあるまいか。そしてさらにいえば、日本の植民地統治政策をフランス同化主義あるいはイギリス協同主義との単なるアナロジーとしてではなく、その独自性において把握し、批判しようとした植民政策学者は彼が始めてであったかもしれない。彼は、「経済的及び社会的同化を要求すると共に、政治的権利の同化を拒否するを特色とする」日本の「同化的」植民政策の矛盾を、早くからそして一貫して主張しつづけたのである。

以上、「同化主義」に対立する概念として3つの事例を挙げた。われわれは、議論を分かりやすくするために、「分離主義」「協同主義」「自治主義」を区別し、その間の主張の相違を強調してきたが、現実の言説においては、これら3概念が混交してかならずしも明確な区別がしにくいのが実状といえる。しかしそれにもかかわらず、こうした多様な議論から整理される議論の基軸として、(1) 宗主国（本国、内地）システムの植民地（属領、外地）への適用の可否を中心とする、「本国延長主義」対「植民地分離主義」、(2) 移植される本国システムの内容として、主に「文化的」同化か「政治的」同化か、という2つの対立軸が見いだされよう。われわれはここから、「同化主義」のもつ多義性を、統一と分離、文化と政治という2つの軸の組み合わせとして整理する試みを検討してみよう。

II 「同化主義」に関する二次元モデル

「同化主義」の多義性を2次元4象限に整理し、これを明示的にモデル化して示した研究に山中速人（山中 [1982] [1983];山中 [1993]）がある。山中の基本モデルを示せば図1の如くである。

図1 日韓併合の論調にみる「同化主義」の構造（山中モデル）



山中は社会学者であるが、いわゆる「日韓併合」期を中心とした日本の朝鮮政策の構造を、社会学的な人種・民族間関係論の視点から分析しようとしたのである。社会学的に考察した場合、「日韓併合」に際して日本のジャーナリズム（新聞・雑誌）が主張した朝鮮政策の諸相はどのように整理されるか。そこに観察されるいわゆる「同化主義」の日本の特徴は何か。山中は、その分析手段として、支配的多数派の民族集団（マジョリティ）と被支配的少数派の民族集団（マイノリティ）の関係を、「文化的次元」と「社会的制度的次元」（または「社会構造的次元」）との二つの次元の組み合わせによって考えるモデルを提示する。彼の場合、文化的次元における同一化の指標としては教育による言語の共通化政策、また社会的制度的次元（社会構造的次元）における平等化の指標としては住民権の保障、職業機会の平等、経済格差の解消、などが考えられている。



## 植民地統治における「同化主義」の構造（山本）

いま、同化主義の日本の特徴について山中が主張しようとした要点を、彼の2次元モデルを示した図1を利用してまとめれば、下記の2点になる。

- ① 日本の新聞・雑誌が主張した同化政策には2種類があった。山中は、いわゆる「同化＝法的平等」論に基づく同化主義（具体的には雑誌『太陽』の論調に代表される）を「倫理的帝国主義の同化論」、いわゆる「日鮮同祖論」に依拠して朝鮮人の天皇制帰依を説くそれ（『国民新聞』の論調に代表される）を「天皇ナショナリズムの同化論」と名づける。これらジャーナリズムが主張した2種類の同化主義はいずれも図上「同化・融合タイプ」の象限の中に位置するが、それぞれの相対的な位置を異にする。
- ② しかしこれら主張上の同化主義と、現実の日本の植民地政策とはさらに異なった。日本のエスニシティ観は、建て前としては「同化主義」という「受容」の姿勢をとりながら、実際には「分離と排除」への引力がたねに働くというダブル・バインドの状態にあった。このようなゆらぎのなかで、結果的に選択された日本の植民地政策は、文化的次元における同一化と社会的制度的次元における差別化が混合した、「階層化タイプ」の政策であった<sup>(10)</sup>。

この山中モデルについては、基本的にはこの枠組みを踏襲するとしながら、植民地史研究の立場から若干の補足・訂正を提案した駒込の研究がある（駒込[1996]序章）。

駒込によれば、山中モデルはつぎの4点において問題があるという<sup>(11)</sup>。

- ① 山中の縦軸「社会的制度的次元」（あるいは「社会構造的次元」）という概念は、アメリカ社会という一国内部におけるマイノリティの同化を想定して形成されたものであり、植民地支配という局面には適切ではない。縦軸については、資本主義化や職業・所得の平準化といった経済的次元を排し、むしろ法制度上における平等化・差別化に限定して考えるべきである。
- ② この表のいかなる象限の延長線上にも被支配民族の独立という選択肢は存在しないことを確認しておくべきである。その意味で、この図表の適用限界を明確にしておく必要がある。
- ③ 言説としての「同化主義」と現実としての「同化政策」を異質ならしめた真の規定要因は一体何であったのか。「階層化タイプ」の同化政策を支えた「朝鮮停滞論」などは、平等化を阻止した要因そのものというよりは、むしろ差別化の口実にすぎなかったのではないか。
- ④ 理念としての「同化」と政策としての「同化」は明確に区別されなければならない。山中の議論では、図上「同化・融合タイプ」「多元主義タイプ」「階層化タイプ」「分離タイプ」の4タイプを「同化主義」あるいは「同化政策」のヴァリエティとしているが、それは議論を混乱させる。この4タイプは、厳密に言えば「植民地統治政策」の4タイプとい

うべきである。理念としての「同化」は「日本に対する思想感情の同一化」と定義されるが、その意図する内容・施策は各人により多様である。山中モデルは、理念としての「同化」とその内実との整合性（あるいは非整合性）を示す尺度として用いられる。

われわれは駒込の指摘する①～③には同意するが、④についてはその意味するところを理解できない。この図の意味するところは、「同化」の概念を「文化的次元における同一化」と「社会的制度的次元における平等化」にあると定義（あるいは仮定）した場合、さまざまな言説や政策が相対的にどのように位置付けられるかを明らかにするところにある、というのがわれわれの理解である。

そこでわれわれは、駒込の批判を部分的に取り入れつつ、山中モデルをつぎのように修正したい。

1) 山中のタテ軸「社会的制度的次元」（あるいは「社会構造的次元」）を、「法制・政治的次元」に限定し、その指標を憲法の適用、参政権の付与、など法制上ないし政治的地位の均一性に求める。山中の概念は、その依拠するアメリカ社会学において主に一国内部におけるマイノリティを想定して形成されたものであり、植民地的異民族支配のケースに応用することは適切でないという駒込の指摘を受け入れる。

なお、横軸「文化・教育的次元」の指標としては、言語を中心とする教育システムの統一、衛生観・道徳観・宗教観の統一、などを想定する。

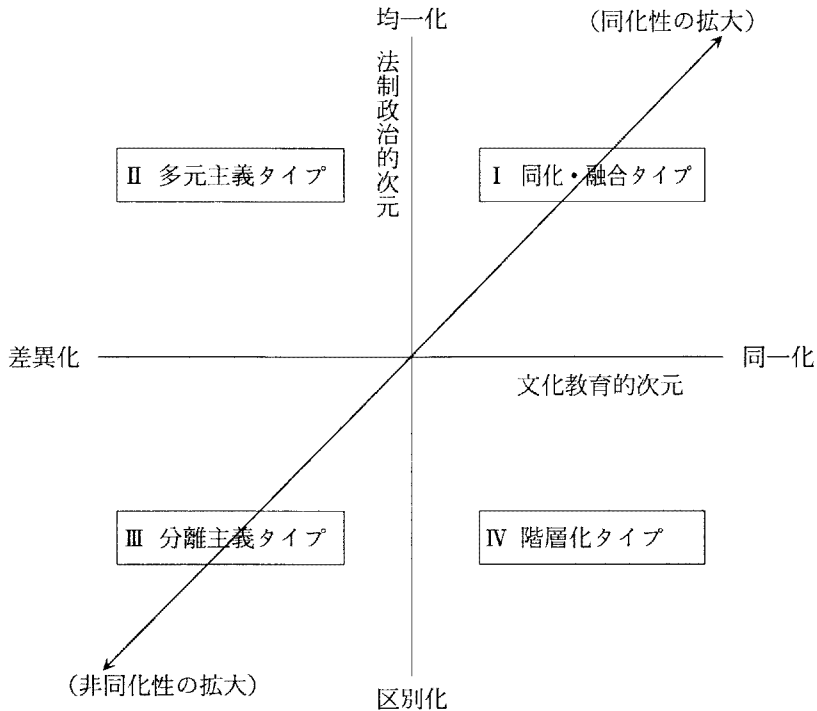
2) 山中の縦軸における「平等化」対「差別化」に代えて、「均一化」対「区別化」という用語を用いる。われわれは、いまここで論じている「同化」および「反同化」の概念に価値観を含ませることを取って避けたいからである。例えば、徴兵制の植民地への適用は法制上の「均一化」ではあるが、「平等化」か否かを論じることがむづかしい。

3) 山中モデルにおける文化的次元の左右を逆転させ（これも駒込の示唆に従う）、「同一化」を右向きに、「差異化」を左向きに取る。議論の中心となる「同化・融合タイプ」を図上の第Ⅰ象限に、その反対の「分離タイプ」を第Ⅲ象限におくのが見やすく、説明に都合が良いという技術的な理由による。したがって、「多元主義タイプ」が第Ⅱ象限に、「階層化タイプ」が第Ⅳ象限に位置することになる。

以上を踏まえた改訂山中モデル（山中＝山本モデル）を図2に示そう。われわれの目指すところは、「同化主義」をめぐる様々な言説ないし政策の相対的な関係をヴィジュアルに示すことである。原点を通る45度線を右上（東北）に進むにつれて「法制的」および「文化的」の両面における「同化性」が進み、左下（西南）に進むにつれて「非同化性」が進む。しかし言説ないし政策が第Ⅰ、第Ⅱ、第Ⅳ象限に位置する限りにおいて（そして場合によっては非同化性のもっとも強い第Ⅲ象限に位置した場合ですら）、その言説ないし政策は、相対的な意味で、一定の同化性を持つといえるのである<sup>(12)</sup>。

植民地統治における「同化主義」の構造（山本）

図2 「同化主義」の構造に関する改訂山中モデル（山中・山本モデル）



最後に、この二次元モデルの適用の範囲あるいはその限界についても注記しておくことが必要であろう。第1に、われわれの原型である山中モデルは、「日韓併合」時におけるジャーナリズムの論調分析という、時間的にかなり限定された期間を対象とするツールとして開発されたものである。これを、日本の植民地統治50年の歴史全期間を通じた「同化主義」分析に利用できるであろうか。問題は、法制的次元における「均一化」と「差別化」、文化的次元における「同一化」と「差異化」の指標として、何をどのように取り上げるかにかかるとであろう。この点については次節で触れる。

第2は、法制上あるいは制度上の形式的同一化と実質上の差異化ないし差別化をどのように判定するかである。「同化主義」の主張の多くは、遠い将来における同化を約束しながら、現実社会の「停滞」や「未開」を口実としてその近い実施を不可とした。「同化政策」を標榜する施策の多くは、実質上の差別と取引するか、あるいはそれを隠蔽する形で実現した。

第3に、このモデルがあくまで植民地支配における「同化」「非同化」の相対的關係を示すものであり、「同化」「非同化」を問わずこの延長上に植民地における民族自決・独立を想定するものではないことである。その意味で、植民地統治に関わる「同化」「非同化」の論議は、それ自体が一定の檻の中に閉じ込められている。

## Ⅲ 「同化主義」の日本の特質

さて、上の二次元モデルを利用して、改めて「同化主義」ないし「同化政策」の日本の特質を考えてみよう。日韓併合時におけるジャーナリズムの論調および植民地官僚の言説から抽出した山中速人の分析は、ここでもわれわれの分析に良い糸口を与えてくれる。まず山中の指摘する第1点、日本における「2つの同化論」から始める。

「日韓併合」に際して新聞・雑誌が主張した朝鮮政策は、ひとことで言えば「朝鮮停滞論」を基礎とする「同化主義」にあったが、そこには大きく2つの論調を見取することができる。その1は、雑誌では『太陽』、新聞では『時事新報』の論説に代表されるものであり、山中はこれを仮に「倫理的帝国主義の同化論」と名づける。この主張は、基本的には近代帝国主義すなわち植民地支配を進歩・進化の文脈で捉える近代主義・進歩主義の流れに位置し、したがって日本の韓国併合を遅れた朝鮮の文化・文明を進んだ日本の文化・文明が改造するという論理で正当化しようとする。『太陽』編集長を務めた浮田和民が論じた「内に立憲主義、外に帝国主義」すなわち「立憲帝国主義」論などはこの典型であった。浮田はまた、併合後の朝鮮人が、帝国憲法の下に帝国臣民として平等の権利を享受すべきことを主張することにより、「同化」を（文化的次元での同一化としてよりも）法制的次元での均一化として理解しようとした<sup>(13)</sup>。

これに対立するもうひとつの論調は、反護憲派メディアとして一貫した『国民新聞』の論説に代表されるものであり、山中はこれを仮に「天皇ナショナリズムの同化論」と名づける。これは、列強の植民地政策を批判しながらも、「日韓関係」の歴史的特殊性を強調することで「併合」を正当化する論理を持つ。そして、たとえば「日鮮同祖論」に依拠しつつ「上に万世一系の皇室を戴き、強大方長の国民と、其事を共にするに至る」ことこそが朝鮮人民の幸福であると論じた。この立場は、朝鮮人を日本人の精神文化に一体化させるという側面を強調する意味で、制度的・法制的均一化よりも文化的同一化に力点を配した同化論ということができる。

以上山中は、1910年という段階において日本のジャーナリズムを支配した「同化論」に二つのタイプを見出す。この二つの潮流は、朝鮮人を日本人と同じ方向で「同化・融合」させるという方向性において共通点を持ちながら、次ぎの2点に主な相違があった。① その思想的背景において、前者が西洋近代主義の論理と直裁に一体化したのに対して、後者は特殊日本的ナショナリズムを強調しようとした。② 前者が制度的次元における同一化に力点を配したのに対して、後者は文化的次元の同一化をとおして「天皇の赤子となる」共通性に力点を配した。上掲、図1における「ジャーナリズムの同化論」に囲まれる2つの「同化論」は、主に②によってその相対的位置関係を描いたものということができる<sup>(14)</sup>。

さて以上のような山中の分析は、われわれに直ちに、矢内原忠雄が1937年2月の論文「軍事的と同化的・日仏植民政策比較の一論」（『国家学会雑誌』51巻2号，1937年；『帝国主義論』

1948年；『矢内原忠雄全集』第4巻、1963年）で論じたところを思い起こさせる。矢内原は、まずフランス植民政策の特色について、その本旨が同化主義にあることは疑いないこと、かつ相当の文化的発達段階にある現住者社会に対するフランス同化主義の適用は叛乱・動揺を招く原因となり、必然的に軍事的抑圧がこれに伴ったことを論じ、「要するに同化政策は軍事的支配と相伴ってフランス植民政策の二大特色をなすのであり、而して両者に共通なる基礎は本国中心の絶対的支配主義である」とする。ついでこれを日本の植民政策と比較して、「両者に共通なる一般的特色は軍事的及び同化的見地の優越である」と結論する。このような著しい類似性のなかにどのような差異を見出せるか。フランスの同化政策には、18世紀末の啓蒙哲学ならびにフランス革命思想という哲学的・思想的背景がある。これに対して日本の同化政策は、「フランスにおける如き自然法的人間観に基くものではなく、寧ろ日本国民精神の優越性の信念に基くものであって、その意味においてフランスの同化政策よりも更に民族的、国民的、国家的であり、従って軍事的支配との結びつきはフランスにおけるよりも一層容易である。」

日仏同化主義の思想的背景にあるこうした相違が、具体的な植民地政策においてどのような違いとなって現れているか。矢内原の場合、これを（山中のように）政治的・行政的同化と文化的・教育的同化における比重差としては明示的に言及してはいない。ただ、一方に植民地人に対する参政権付与がフランスに比べ日本において遅れていること、他方に、教育ことに言語による同化政策において日本がフランス以上の「決定的態度を以て」植民地に臨んでいることは指摘している。山中が「日韓併合」時における同化論の2類型として整理したところを、矢内原においては日仏同化論の対比として指摘する。日中戦争勃発の直前という時期にあって、矢内原には、軍事的同化主義一般を批判するとともに、とくにその皇道主義的な傾斜に対して警鐘を鳴らす意図があったとみることができよう。

山中のいう「倫理的帝国主義の同化論」を、（倫理的価値観をなるべく取り払った命名として）われわれは仮に「近代主義的同化論（主義）」と改名し、「天皇ナショナリズムの同化論」を、仮に「日本主義的同化論（主義）」と改名することにしよう。われわれもまたこれらを日本における「同化論」の大きな2類型とする。そして山中も認めるように、後者「日本主義的同化論」こそが日本における同化論の主流であったことに疑いはない。それでは「日本主義的同化論」の思想的背景は何か。その発現の仕方は日本植民地帝国50年の歴史のなかでどのように変化したか。日本のナショナリズムと天皇制に関わるこの大きな問題を論じるには、改めて別稿を用意しなければならない。

そこでつぎに、日本的同化主義にかかわる山中の第2点、日本の現実の植民地政策に見られる「受容と排除のダブル・バインド」の検討に移ろう。

山中はいう。朝鮮統治に代表される日本の植民地統治思想＝政策は、一言でいえば「同化思想＝政策」であったと要約することができる。しかし、「日韓併合」に際して日本のジャーナ

リズムが主張した植民地統治論が、その中にいくつかの類型を孕みつつひとまずは「同化・融合タイプ」に分類されるものであったのに対して、現実の植民地統治政策は「階層化タイプ」に分類されるべき政策であった。それは、「同化」を謳いつつ本土と朝鮮を社会制度的に差別することを前提としていた。この背景にあったものは、総督府官僚に代表される統治者側の統治効率と統治コストに対する配慮であり、それを合理化するために、朝鮮はいまだ帝国憲法に基づく諸制度を受け入れるまでに発達していないという「朝鮮停滞論」が援用された<sup>(15)</sup>。概して言えば、「日本の戦前のエスニシティ観は、このように建て前として「同化主義」という受容的姿勢をとりながら、実際には、分離主義と排除への引力が働くというダブル・バインドの状態にいつもあった。」(山中[1993]106頁) この指摘は、ふたたびわれわれに矢内原忠雄の言説を思い起こさせる。

1937年12月東京帝国大学教授の職を事実上解任された矢内原が、植民政策論に関して戦前最後に発表した論文が「朝鮮統治上の二三の問題」(『国家学会雑誌』1938年1月)と題する小論であった。まずその冒頭において彼はいう。「日本の植民地統治政策の一般的特色は官治的内地延長主義であり、朝鮮の統治も亦これが例外をなすものではない。官治的は父権的保護主義を意味し、内地延長主義は即ち同化主義である。」こうした特色が朝鮮統治において具体的にどのように現れたか。朝鮮における植民地財政の独立問題、産業奨励の問題、教育奨励の問題を論じた後、彼は結論的にいう。「由来同化的植民政策は植民地人に対して経済的及び社会的同化を要求すると共に、政治的権利の同化を拒否するを特色とする。換言すれば経済的及び社会的な生活においては本国人と同一ならしむると共に、政治的には本国人と同一なる権利の付与を拒むものであって、『汝等先ず社会的に本国人と同化せよ、然る暁において政治的権利においても本国人と同一待遇を与えるであろう。汝等が本国人と異なる民族である限り、政治的権利の差別、即ち植民地的統治の継続は当然である』というのが、植民地人に告ぐる同化的統治政策の論理である。」(『矢内原忠雄全集』第4巻、307-325頁)

言語を中心とする社会的な生活における融合の強制と参政権に代表される政治的権利での差別の継続。「日本の同化政策」のなかに格別色濃くあらわれるこうした二重性の問題については、矢内原以来多くの日本植民地史研究が指摘してきた。しかしこれらが植民地統治における同化主義一般の特色であるのか、あるいは日本の同化主義の特色として捉えられるべきか。日本の植民地支配に通貫する特徴であるのか、時代性の強い特徴であるのか。実証というレベルでは、これまた未だ残された課題としなければならない。

かつて筆者は、日本における植民地統治思想を論じた際に、日本の同化主義・同化政策の特徴を仮説的に次ぎのように述べた(山本[1992]第1章)。帝国日本の植民地支配の歴史には、「外地」を法制的・政治的には明白に異域に置きながら、イデオロギー的には「内地化」を標榜するという、理念と現実の「二重性」がその当初からつきまとっていた。1920年代、原敬に

よる同化主義政策の遂行は、(政党政治の確立という彼の政治理念ないし政治戦略と結びつきつつ) こうした二重性の解消を目指した試みであり、さらに1930年代後半におけるいわゆる「皇民化政策」は、(政策そのものの可否とは別に) この二重性の解消という点において、ある意味での「成功」を収めることができた。

## む す び

アンシャン・レジーム下のフランスにおいて、植民地は「宗主国の地方」に他ならず、したがってその統治政策は「同化主義」の他はなかった。それにもかかわらず1765年1月25日の王令は「手段が目的と異なるように、植民地はフランス国内の地方とは異なるのが現実であるとし、要は植民地を本国に従属させることこそが問題であることを認めた(ヤコノ [1998] 27頁)。レアリスティックな植民地官僚であった後藤新平もまた、「同化と謂ひ抑圧と謂ひ畢竟著述者の勝手につけた名称に外ならぬ」と喝破し、「その内容彼此複雑なる関係あることをも思はざるべからず、如何に懐柔又は同化を期するも時としては抑圧主義も実際必要なることもあるであろうと思ふ」と述べている(矢内原忠雄『帝国主義下の台湾』全集本第2巻, 372-3頁)。

植民地「同化」が結局のところ植民地「抑圧」に他ならなかったという歴史認識は今日広く共有されている。しかしそれゆえに、歴史研究の場においても「抑圧」の同義語としてこれを乱用する傾向はなかったであろうか。小論は、「同化」という言葉のインフレーションにより、植民地支配の理念も実態も見えにくくなっている」という駒込の「率直な感想」(駒込[1996] 12頁)に同感する筆者の、小さな試みに他ならない。

### [注記]

- (1) 例えばアメリカ社会のエスニック集団関係論の古典、パーク(R. E. Park)の同化理論によれば、移民の同化過程は「接触(contact)・「競争(competition)・「適応(accommodation)・「同化(assimilation)」という「人種関係のサイクル」を踏むという。またこれに連なるものとしては、ゴールドン(M. Gordon)の2段階同化論がある。移民の同化を前提とするこうした「同化論者」に対して、アメリカ社会ではエスニシティがその重要性を失っていないことを主張するグレイザー(N. Glazer)、モイニハン(D. Moynihan)らは「多元主義者」と呼ばれる。竹沢[1994] iv頁, 26-27頁; 山中[1982]第1節。
- (2) 日本においては、社会学辞(事)典においては多く「同化」で項目が立てられ、歴史学辞(事)典では多く「同化政策」で項目が立てられていることは、この象徴的な事例である。
- (3) 以下本項については、小熊[1994]を中心に、注(4)に掲げる論考に負うところが多い。
- (4) 喜安[1967], 権上[1974], 桜井[1975], 菅原[1982][1984], 小熊[1994]。
- (5) ル・ボン、ルロワ=ボリュエの本邦初訳は、管見のかぎり、ル・ボンについては、前田長太訳『民族発展の心理』大日本文明協会, 1910年8月, ルロワ=ボリュエについては、台湾事務局編

訳『馬多加須加兒殖民論』（ド・ラネッサン『仏領印度支那拓殖誌』と合冊）台湾事務局，1898年9月，である。

なお，黎明期の日本植民政策学に強い影響を及ぼした学者として，アメリカのウィスコンシン大学で植民政策を担当したラインシュ（Paul S. Reinsh）を取り上げなければならないが，その詳細はここでは省略する。ラインシュの日本への影響については，とりあえず，小熊[1994]を見よ。

- (6) 竹越与三郎の植民政策論については，とりあえず，小熊[1994]および同論文23頁の注（4）に挙げられた諸文献を見よ。
- (7) 東郷実の植民思想・植民政策については，とりあえず，小熊[1994]および同論文24頁の注（16）に挙げられた諸文献を見よ。
- (8) 山本美越乃の植民政策論については，とりあえず，山本[1992]第1章第Ⅲ節，小熊[1994]および同論文28頁注（1）に挙げられた諸文献，矢内原忠雄の植民政策論については，とりあえず，小熊[1994]および同論文29頁注（19）に挙げられた諸文献を見よ。
- (9) なお，矢内原の場合は，植民政策上の方針として「従属主義」「同化主義」「自主主義」の3主義を挙げるが，そのうち「従属主義」とは，もっぱら本国の利益追及を目的とする専制的搾取政策であり，16世紀から18世紀にかけてのイギリスのインド支配，あるいはオランダのジャワ支配に代表される前近代的な植民政策を指すとしているから，近代的なそれとしては「同化主義」と「自主主義」の2分類とみなすことができる。
- (10) 階層化= stratification。社会学的用語としては，あるマイノリティ集団が差別や格差によって上向きの社会移動を制限され，低い社会階層に滞留する状況をさす。ここでいう「階層化タイプ」は，文化的同一化は行われるが，住民権や職業機会，通婚など社会構造上の不平等や格差が維持されるようなしくみが存在する状態またはそのような政策を意味する。山中[1982]291頁。
- (11) さらに駒込は山中モデルの横軸（「文化的次元」）を左右逆転することを提案している。その理由は，後述するわれわれの理由と同一であると思われる。
- (12) 山中は，大きく「同化主義」と「多元主義」を2類型とし，「同化・融合」タイプと「階層化」タイプを「同化主義」の2つの発現の形態，「多元主義」タイプと「分離」タイプを「多元主義」の2つの発現の形態とみなしているらしい。山中[1982]292頁。この点はわれわれの理解ないし意図と異なる。
- (13) 小熊によれば，浮田和民は1908年に発足した「大日本文明協会」の編集長をつとめ，注（5）で言及したル・ボンの翻訳に関わったという。小熊[1994]21頁。また山中[1983]によれば，浮田ら「倫理的帝国主義」の流れの中から，のちに江木翼などの「同化主義批判」が現れてくるといふ。山中[1983]301頁；山中[1993]97頁。
- (14) これを，われわれの改訂モデル図2において示せば，第I象限に引いた45度線よりも上に位置するか，それよりも下に位置するかということになるであろう。
- (15) さらに，統治コストへの配慮が文化的同一化を妨げる論理に用いられたケースも少なくなかった。同化政策の核心である言語の日本語化についても，（文化多元主義的理由からではなく）それが「騒擾の種子」になり，あるいは短期的に成功が見込めないという理由からその遂行を否定する見解もあった。図1の⇒の示すところを見よ。



植民地統治における「同化主義」の構造（山本）

[参考文献] (編著者名アルファベット順)

- ①浅田喬二[1990]『日本植民地研究史論』未来社。
- ②権上康男[1974]「フランス植民地帝国主義（1881～1914年）——問題点と若干の回答の試み——」『エコノミア』50号。
- ③堀 真琴[1939]『植民政策論』河出書房。
- ④喜安 朗[1967]「第三共和制の形成とフランス植民地主義」『史艸』8号。
- ⑤小熊英二[1994]「差別即平等——日本植民地統治思想へのフランス人種社会学の影響——」『歴史学研究』662号。(後に、小熊英二『<日本人>の領域——沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで——』新曜社, 1998年, に収録。)
- ⑥駒込 武[1996]『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店。
- ⑦村上勝彦[1993]「矢内原忠雄における植民論と植民政策」, 岩波講座『近代日本と植民地』4, 岩波書店。
- ⑧桜井哲夫[1975]「フランスにおける植民地帝国主義と民主制——1880-1914——」『歴史学研究』別冊特集「歴史における民族の形成」。(後に、桜井哲夫『知識人の運命』三一書房, 1983年, に収録。)
- ⑨菅原聖喜[1982][1984]「フランス植民地思想の形成とナショナリズム」(上), (下), 東北大学『法学』46巻4号, 48巻5号。
- ⑩竹沢泰子[1994]『日系アメリカ人のエスニシティ——強制収容と補償運動による変遷——』東京大学出版会。
- ⑪ヤコノ, ゴザヴィエ (平野千果子訳) [1998]『フランス植民地帝国の歴史』, 白水社。
- ⑫山本有造[1992]『日本植民地経済史研究』名古屋大学出版会。
- ⑬山中速人[1982][1983]「朝鮮同化政策と社会学的同化」(上) (下), 『関西学院大学社会学部紀要』45号, 46号。
- ⑭山中速人[1993]「近代日本のエスニシティ観——新聞の朝鮮(人)報道を手掛かりに——」, 中野秀一郎・今津孝次郎(編)『エスニシティの社会学——日本社会の民族的構成——』世界思想社。